

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市山田若土字日高769の1、769の2、771、782から784まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第495号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年12月2日

1 保安林予定森林の所在場所

富山県高岡市西広谷字鎌峯142（次の図に示す部分に限る。）、143、144の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び高岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第496号

保安林の指定施業要件の変更予定について

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和元年12月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県滑川市本江字御花山59から63まで、64の甲、64の乙（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、66、67、69から80まで、81の甲、81の乙、東福寺野字小杉谷1、2、3の甲、3の乙、4の甲、4の乙、5から7まで、8の甲、8の乙、9の甲、9の乙、193、194の甲、194の乙、195の1、195の3、197の1、197の3から197の5まで、199、548の3、549から552まで、563、567、567の2、572、573、字八東原511、512、512の2、514の1、514の2、515の1、515の2、

515の乙、516から518まで、518の乙、518の丙、519の甲、519の乙、520、520の2、521の1、521の2、521の甲、522、523の乙、524、525、526の1、526の2、527の1、527の3、527の5、527の甲2（次の図に示す部分に限る。）、527の乙、528、529の1、529の3、538、538の2、540

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び滑川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第 276号）第4条の2第3項の規定により、令和元年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和元年12月2日

富山県知事 石 井 隆 一

単 位 区 域 名	保安林の種類	皆伐の面積の限度（ヘクタール）
小 川	水源かん養保安林	174 96
	土砂流出防備保安林	267 62

黒 部 川	水源かん養保安林	291:00
	土砂流出防備保安林	1,111:34
片 貝 川	水源かん養保安林	259:51
	土砂流出防備保安林	428:06
早 月 川	水源かん養保安林	219:70
	土砂流出防備保安林	231:64
常 願 寺 川	水源かん養保安林	376:98
	土砂流出防備保安林	553:80
神 通 川	水源かん養保安林	664:06
	土砂流出防備保安林	500:16
	干 害 防 備 保 安 林	5:92
庄 川	水源かん養保安林	282:08
	土砂流出防備保安林	1,026:10
城 端 地 区	水源かん養保安林	153:34
	土砂流出防備保安林	51:36
小 矢 部	水源かん養保安林	371:54
	土砂流出防備保安林	48:74
氷 見 地 区	水源かん養保安林	15:46
	土砂流出防備保安林	3:62
計	水源かん養保安林	2,808:63
	土砂流出防備保安林	4,222:44
	干 害 防 備 保 安 林	5:92
合 計		7,036:99

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和元年12月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

所在地	樹種	本数 (本)	立木材積 (立方メートル)	予定価格 (円)
富山県魚津市 松倉(1)県営林	スギ	6,346本	6,844.634	8,087,000

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

(消費税及び地方消費税に相当する額は含めない。)

2 入札口数 1口

3 入札方法 出場入札

4 入札に参加する者に必要な資格

富山県内において木材(素材(薪炭用材及びきのこ生産原木を除く。)、製材、特殊用材(集成材等)及び木材チップ)の生産又は販売を業とする者としてします。

ただし、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加することができない者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者は、入札に参加できません。

5 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時

令和元年12月2日(月)から令和元年12月24日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386(直通)

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出した富山市内を支払場所とする小切手により850,000円を入札保証金として入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約を締結した後に還付します。落札者以

外の者が納付した入札保証金は、開札終了後、速やかに還付します。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 受付時間 令和元年12月25日（水）午前10時15分から午前10時55分まで
指定の受付時間を厳守願います。指定の受付時間に出場がなかった場合は、入札を棄権したものとして取り扱います。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

受付時間内に富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し又は過去2年以内の富山県内における営業実績を証する書類（決算書、木材取引に係る契約書の写し等）を提出してください。

(3) 入札及び開札の日時 令和元年12月25日（水）午前11時

(4) 場所 富山市新総曲輪1番7号 富山県庁東別館1階入札室

8 入札の無効に関する事項

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札並びにこの公告に違反する入札は、無効とします。

9 入札書記載上の留意事項

(1) 入札書は別に定める入札心得書の所定の様式を使用してください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載願います。

10 現地下見案内

(1) 現地下見案内に参加を希望する場合は、令和元年12月10日（火）までに(2)に連絡のうえ、(3)の集合場所に集合してください。

(2) 連絡先 新川農林振興センター森林整備課

電話番号 0765-22-9143

(3) 集合場所 みのわ温泉駐車場

（富山県滑川市箕輪28）

(4) 集合日時 令和元年12月11日（水）午後2時00分

11 契約の締結及び代金納付

- (1) 契約締結日は落札決定の通知をした日の翌日から起算して5日以内、立木代金の納付期限は落札決定の通知をした日の翌日から起算して30日以内とし、立木の伐採搬出は代金完納後でなければ着手できないものとします。
- (2) 契約保証金は850,000円とし、契約締結と同時に納付することとします。

12 その他

- (1) 現地下見案内に不参加の者が入札に参加された場合でも、現地下見案内における各種事項について、すべて了知されているものとみなします。
- (2) 入札の執行に当たっては、この公告のほか、地方自治法、地方自治法施行令及び富山県会計規則の定めるところによります。

13 問い合わせ先

富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階
富山県農林水産部森林政策課森林整備班
電話番号 076-444-3386 (直通)

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年12月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

令和元年11月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人富山県成年後見受託協会連合会

3 代表者の氏名

貫田 貞夫

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市鹿島町二丁目2番2号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、知的障害者及び精神的障害等の精神上的の障害により、判断能力が十分でない高齢者や障害者等が、社会生活上、不利益を被らないように、成年後見制度の利用を促進することによって、権利擁護と福祉の地域作りを目指すことを目的とする。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和元年12月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

三共ジョーシンうおづ店 ドラッグフジうおづ店 魚津市住吉 583番1 ほか1筆

2 店舗を廃止する者 上新電機株式会社 ほか1

3 廃止前の店舗面積の合計 1,658㎡

4 廃止後の店舗面積の合計 660㎡

5 店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和元年11月30日

6 廃止の理由 上新電機株式会社が撤退するため。

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

富山県総合県税事務所長から、富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）第132条第2項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した旨の報告があったので、公表する。

令和元年12月2日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 特約業者の名称
コマツ富山株式会社
- 2 主たる事務所の所在地
富山市本郷2413番1号
- 3 指定の取消しの年月日
令和元年10月31日

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定に基づき、令和元年10月及び11月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月2日

富山県監査委員 山 本 徹
富山県監査委員 瘧 師 富士夫
富山県監査委員 天 坂 幸 治
富山県監査委員 伊 東 尚 志

1 県の機関

(1) 監査対象箇所		監 査 年 月 日
総合政策局	地域振興・中山間対策室	令和元年10月28日
同	首都圏本部	令和元年11月18日
観光・交通振興局	観光振興室	令和元年10月30日
同	総合交通政策室	令和元年10月29日
経営管理部	税 務 課	令和元年10月15日
同	市町村支援課	令和元年10月15日
同	総合県税事務所	令和元年10月16日

監査対象箇所

監査年月日

農林水産部	農林水産企画課	令和元年10月4日
同	農産食品課	令和元年10月2日
同	農業経営課	令和元年10月2日
同	農業技術課	令和元年10月3日
同	農村整備課	令和元年10月15日
同	農村振興課	令和元年10月4日
同	森林政策課	令和元年10月3日
同	水産漁港課	令和元年10月4日
土木部	管理課	令和元年10月24日
同	建設技術企画課	令和元年10月1日
同	道路課	令和元年10月30日
同	河川課	令和元年10月23日
同	砂防課	令和元年10月23日
同	港湾課	令和元年10月30日
同	都市計画課	令和元年10月25日
同	建築住宅課	令和元年10月1日
同	営繕課	令和元年10月23日
同	新川土木センター	令和元年10月8日
同	富山土木センター	令和元年10月7日
同	室牧ダム管理事務所	令和元年10月7日
監査委員	監査委員事務局	令和元年11月7日
公安委員会	総務課	令和元年11月7日
同	警察相談課	令和元年11月7日
同	会計課	令和元年11月7日
同	情報管理課	令和元年11月7日
同	警務課	令和元年11月7日
同	教養課	令和元年11月7日

監査対象箇所

監査年月日

公安委員会	厚生課	令和元年11月7日
同	監察官室	令和元年11月7日
同	留置管理課	令和元年11月7日
同	生活安全企画課	令和元年11月5日
同	少年女性安全課	令和元年11月5日
同	生活環境課	令和元年11月5日
同	サイバー犯罪対策課	令和元年11月5日
同	地域企画課	令和元年11月5日
同	通信指令課	令和元年11月5日
同	山岳安全課	令和元年11月5日
同	刑事企画課	令和元年11月7日
同	捜査第一課	令和元年11月7日
同	捜査第二課	令和元年11月7日
同	組織犯罪対策課	令和元年11月7日
同	国際捜査課	令和元年11月7日
同	鑑識課	令和元年11月7日
同	科学捜査研究所	令和元年11月7日
同	交通企画課	令和元年11月7日
同	交通指導課	令和元年11月7日
同	交通規制課	令和元年11月7日
同	運転免許センター	令和元年11月7日
同	交通機動隊	令和元年11月7日
同	高速道路交通警察隊	令和元年11月7日
同	公安課	令和元年11月7日
同	警備課	令和元年11月7日
同	機動隊	令和元年11月7日
同	警察学校	令和元年11月7日

(注) 天坂監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により、監査

委員事務局に係る監査には加わっていない。

(2) 監査対象年度

平成29年度及び平成30年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定金額を誤っているものがあった。(2箇所)
- イ 収入科目を誤っているものがあった。
- ウ 収入未済に対する事務処理が遅れているものがあった。
- エ 年度内に歳入調定すべきところを翌年度の収入としたものがあった。
- オ 歳入調定で、年度区分が誤っているものがあった。
- カ 通勤手当の支給に誤りがあった。
- キ 補助金変更の交付決定が必要であったのに行われていないものがあった。
- ク 支出科目を誤っているものがあった。
- ケ 償還金の支出に不適正なものがあった。
- コ 改修工事契約において、競争入札により契約を締結すべきところ随意契約としていた。
- サ 交通事故による損害が生じた。(4箇所)
- シ 施設管理事故による損害賠償があった。(3箇所)
- ス 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書に未整理のものがあった。
- セ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の内容を誤っているものがあった。(2箇所)

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

監査年月日

学校法人富山第一高等学校	令和元年10月11日
学校法人伸和学園	令和元年11月18日
学校法人富山市五番町幼稚園	令和元年11月18日
公益財団法人富山県消防協会	令和元年10月9日
公益社団法人とやま観光推進機構	令和元年10月9日
公益財団法人富山コンベンションビューロー	令和元年11月12日
富山地方鉄道株式会社	令和元年10月15日
富山県公立文化施設協議会	令和元年10月25日
社会福祉法人小矢部福祉会	令和元年10月25日
富山県障害者スポーツ協会	令和元年10月25日
一般社団法人富山県歯科医師会	令和元年11月18日
公益社団法人富山県医師会	令和元年10月9日
一般財団法人富山会館	令和元年11月18日
一般財団法人富山勤労総合福祉センター	令和元年11月20日
富山県職業能力開発協会	令和元年11月12日
株式会社富山食肉総合センター	令和元年10月15日
富山県高等学校体育連盟	令和元年11月18日
公益財団法人富山県交通安全協会	令和元年10月25日

(注) 伊東監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により、富山地方鉄道株式会社に係る監査には加わっていない。

(2) 監査対象年度

平成30年度

(3) 監査結果

補助団体における補助事業の執行、出資団体における財務の執行及び公の施設の管理団体における業務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。